

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名			
国民年金事務情報ファイル			
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）			
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、その他身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報を入手する際は、必要な対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 日本年金機構が本市に送付する処理結果一覧表は、日本年金機構所管の社会保険オンラインシステムにより市区町村毎に作成されるため、他の市区町村に提供すべき情報が混在することは無い。また、処理(承認)結果一覧表を本市に郵送で提供する際は、提供する内容が提供先の情報で間違いないかを複数名の職員で確認した上で郵送している。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<年金業務における措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、途中で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 4 窓口にて受付した届出書等を日本年金機構に送付する際は、職員複数名による確認を行い、特定記録郵便又は簡易書留郵便で送付し、記録を残している。 5 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで、受付する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報 ^a が不正確であるリスク			
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、その他身分証明書の提示を求めることにより本人確認を徹底する。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書、その他身分証明書の提示を受け、登録済みの基本5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。また、担当者以外の職員が再確認を行うことで、正確性を確保している。		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<年金業務における措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 システムで表示する内容は第三者に見られないよう、モニター画面の配置を配慮する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
－			

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	1 システム基盤で管理する特定個人情報は事務で使用するシステム毎に利用部署の職員のみが当該情報にアクセスできるよう制御を行う。 2 番号法や条例などの関係法令で定める必要な範囲に限定した情報のみ連携可能な仕組みとなっている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	－		
その他の措置の内容	－		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <標準化後の年金システムにおける管理方法> システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別とパスワード及びMFAデバイス等を利用した多要素認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	<国民年金システムにおける管理> 1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。年金システム標準化後は年金統括部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。年金システム標準化後は年金統括部門に対して申請を行う。 <可搬型端末における管理> 可搬型端末のアクセス権限は、貸与元の日本年金機構が所管し、人事異動等によりアクセス権の付与・変更を要する場合は速やかに日本年金機構に発効・失効申請を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効させる。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。	
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <システム標準化後の年金システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう年金統括部門にて管理する。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、年金統括部門にて制御する。 3 システム使用中以外はログオフを行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。また、例外については、実施手順により定められている。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。年金システム標準化後は年金統括部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みできない。なお、業務上やむを得ずコピーする場合は、事前に所属長の承認を得たうえで行う。 4 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク			
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	1 特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 2 電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 3 サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、一定時間毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが、どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業者に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要な最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業者の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。(再委託及び再々委託する場合も同様とする。)		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。		

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・委託先で作成・使用したデータを削除した場合は、その日時及び消去の内容を記録した書面を作成させ、本市に報告させることとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい・事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。 <ガバメントクラウド移行作業時に関する措置> ・移行作業に従事する者は、事前に指定された取扱従業員に限定し、付与するIDの権限及び数は当該業務に必要な最小限とし、部外者のアクセスを制限することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報等の取扱いに使用する電子計算機等については、アクセスログ等から従業員の利用状況を適切に記録し、保管することを委託先に遵守させることとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。 <ガバメントクラウドにおける措置> 地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体標準準拠システムのガバメントクラウドの利用について【第3.0 版】」（令和7年3月 デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	（内容） 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 （確認方法） 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	
その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。また、例外については、実施手順により定められている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。外部ネットワークへの提供・移転は発生しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 提供を行う特定個人情報の作成は、システム処理により作成する。 2 特定個人情報の提供・移転を行う場合は、実施手順に基づいて行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供するファイルはシステム処理で作成されており、定義された情報以外は提供されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 情報の送付は、記録付き郵便又は持ち込みにより行っている。また、持ち込みの際には受取人が確認できる形式で行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報に不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルーター・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 年金システム標準化後は、ガバメントクラウド上にシステムが設置され、特定個人情報はガバメントクラウドに保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 ガバメントクラウドについては政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者から調達し、サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、認可されたもののだけが設置環境にアクセスできるよう適切な権限管理策を行っている。 2 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存者と同様の管理がなされている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報は届出等の都度更新を行っており、住民票の異動、税の申告等が行われた場合も随時情報を更新している。更新していない場合は他の職員から判別可能にして複数人で確認できる体制をとっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 2 日本年金機構年金事務所等から送付された審査結果については、1年経過をもって廃棄している。 3 不要となったデータは、調査の上、情報を消去する。 4 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		